



1. 連帯付加税の合憲性

1995 年以降、東西ドイツの統一に伴う連邦政府の追加財政需要に対応するため、所得税と法人税に 5.5% の連帯付加税が課されていますが、2021 年からは、いわゆるグライドゾーンルール(Gleitzonenregelung)が導入され、所得税の納税者は、所得が一定の限度を超えた場合にのみ、順次、連帯付加税が課されることになりました。

2025 年には、課税所得が約 73.000 ユーロ(配偶者との合算: 147.000 ユーロ)までは連帯付加税が課されず、グライドゾーンルールの適用後、約 114.000 ユーロ(配偶者との合算: 228.000 ユーロ)の所得から連帯付加税が全額課されます。

連邦憲法裁判所は現在、連帯付加税の賦課は基本法に抵触していないとの判決を下しています。裁判所は、当時の新連邦州の加盟による連邦政府の追加財政需要が明白に廃止されたと立証することは、現時点では(まだ)不可能だととの見解を示しています。したがって、2020 年以降、立法者側には連帯付加税を廃止する義務はありませんでした。

また裁判所は、5.5% の連帯付加税が過大な税負担であり一般的な比例原則(Grundsatz der Verhältnismäßigkeit)に違反するとは認識できないとの見解を示しており、これは、富裕層のみが賦課の対象となった 2020 年および 2021 年以降も有効とされています。

2. 家庭用サービス・家庭内での技術的サービスへの減税

EU ならびに欧州経済領域内における、一般家庭で発生した維持費用・リノベーション費用・リニューアル費用、および家庭に付属する土地の整備費用については税額控除が認められています(所得税法第 35a 条 2 項および 3 項)。具体的には以下の費用のうち 20% が減税対象となります。

サービス内容	年間限度額
<u>家庭用サービス（年間 20.000 ユーロまで）</u> 例)住居の清掃、芝生や垣根など庭の手入れ、ペットの世話、介護や育児手伝い(親族による場合も対象とする)、介護施設費用	4.000 ユーロ
<u>技術的サービス（年間 6.000 ユーロまで）</u> 専門技術者による維持・リニューアルおよび拡張、庭造り、暖房やキッチン用機具の修理および管理、煙突掃除	1.200 ユーロ

所得税法第 35a 条によれば、この減税は家庭内でのサービスに限定されています。この場合の「家庭」には物理的に距離が離れている場所(第 2 住居、週末や休暇用の住居など)も含まれており、隣接する公共の土地など、敷地の境界を越えた土地へのサービスも対象となります。つまり自身が所有する土地に隣接する歩道の清掃および雪かき費用なども控除の対象となります。これに対し公共の車道へのサービス費用や行政に支払う道路清掃費用は対象となりません。なお、ここでの「家庭内」とは必ずしも実際に居住していることを指すわけではありません。つまり別の住居へ引っ越しの場合、引っ越しサービスにかかる費用や「新しい」住居に関わるサービス費用だけではなく、例えばこれまで利用していた住居のリノベーション費用なども考慮することが可能です。

この減税は住居の所有者および共同所有者だけでなく、入居者も対象となります。その際、家賃や共益費の一部としてこれらのサービス費用が支払われていることが前提条件となります。入居者ごとの費用負担割合は、年末に発行される年間サービス料の請求書や、貸主や管理人が発行する書面によって証明する必要があります。

減税対象とならないものには、新築住居の施工における技術的サービスなどがありますが、新築住居に関する費用であっても、あとから屋根裏に新たなスペースをつくる場合や(利用・居住スペースの拡大)や、ガレージやサンルーム、テラス屋根などを後付けで設置する場合、あるいは新たに庭を造る、柵・小道を施工する場合は、新築住居の施行における技術的サービスとは見なされず、減税対象になります(所得税法第 35a 条 3 項)。

減税の前提条件としてはとりわけ、請求書があること、内金払いなどを含む支払いが手渡しなどではなくサービス提供者の口座に直接支払われていることが挙げられます。

減税対象年度の判断については、原則として支払いを行った日付が基準となります。

3. 電子レジスターの申告義務化

事業者は、政府認証の技術的セキュリティ装置(TSE)が導入された電子レジスターを用いてすべての商取引を記録しなければなりませんが、技術的な要件の不足により、法定の申告義務についてはこれまで実現されていませんでした。

最近になって、「Elster」プログラムによる電子申告が利用可能になりました。事業者は、2025年1月1日以降、使用した電子記録システム（タクシーメーターや車の走行距離計を含む）を税務署に申告しなければなりません。

申告期限

事象	期限
2025年7月1日以前に購入したシステム	2025年7月31日まで
2025年7月1日以降に購入したシステム	購入してから一ヶ月以内
2025年7月1日以降に廃止されたシステム	廃止から一ヶ月以内

レンタルまたはリースされたシステムも取得したものとみなされ、申告する義務があります。

4. 支払い遅延に対する罰則の合憲性

2021年、連邦憲法裁判所は延滞税および還付加算金について、2014年から適用されている月0.5%の金利は、低金利水準においては違憲であり、2018年からは適用されないとの判決を下しました。

この判決に関連して、遅延金や利息などのいわゆる付帯税の決定に対しても、その利率が違憲であるとして異議申し立てがなされています。例えば、3日間の猶予期限が過ぎてから税金を納付した場合、各延滞月またはその一部につき、延滞税額の1%相当を延滞税として納付しなければなりません。

過去に連邦財務裁判所はいくつかの判決で、連邦憲法裁判所の判決の原則は延滞税には適用されず、したがって延滞税率の合憲性には疑義がないと述べています。適用する憲法上の懸念が表明されたのは、連邦財務裁判所の判決1件のみでした。

この判決によると、2022年2月にウクライナで戦争が始まり、金利が大幅に上昇したことで、それまでの低金利時代が終了しました。金利の上昇は今日まで続いており、延滞税の水準はもはや非現実的とは言えないため、少なくとも2022年3月以降の延滞税の水準に関する法的規則の合憲性には疑義の余地はなくなりました。

5. 仕事部屋設置目的の引っ越し費用控除について

引っ越しにかかる費用は、通常、プライベートな生活費として控除の対象外となります。しかし、明確な職業上の理由があれば、その費用は必要経費として控除することができます。例えば、引っ越しにより毎日の通勤時間が大幅に（少なくとも1時間）短縮された場合などです。その際、転居や転職のための引っ越しである必要はありません。

ホームオフィスでの(部分的な)就業が受け入れられるようになるにつれ、仕事部屋の設置を目的とした広い住居への引っ越し費用も控除が可能かという質問が増えています。

しかし連邦財務裁判所は最近の判決で、引っ越しは通常、生活の質の向上に伴うものであるとして、引っ越し費用を必要経費として控除することを棄却しました。この場合、職業上の理由を明確にすることはできないため、引っ越し費用は控除対象外となります。実際にかかった仕事部屋の費用については、従来の規定が引き続き適用されます。

6. 所得税確定申告における個人資本所得の取り扱いについて

個人資本所得については、25 パーセントの資本収益税と連帯税、場合によっては教会税が源泉課税されるため、基本的には所得税確定申告の際に申告を行う必要はありません。ただし、確定申告で申告を行わなければならぬケース、また行った方が得になるケースが存在します。

確定申告の際に申告を行わなければならないケース:

- 源泉課税が行われない資本所得(例えば親族や株主への貸付金、税金の還付金に対する利息収入、海外の銀行からの利子収入等)を得ている場合
所得税確定申告でこのような資本所得を申告した場合、通常源泉課税の場合と同様に 25 パーセントの課税率となります。
- 非課税通知が発行されたなど、教会税を納める義務があるにも関わらず、資本所得から教会税が源泉徴収されていない場合
このような場合は教会税の課されていない資本所得のみ申告を行えばよく、教会税はその後、所得税が確定される過程であわせて算出されます。ただし、教会税を納めた場合の源泉税の減額については、全ての資本所得を申告しなければ行われません。

資本所得の申告を行った方が得になるケース:

- 企業に対する持ち株からの配当利益について、その 60 パーセントを所得税の税率で課税させる場合
いわゆる「部分所得手続き」と呼ばれる手法ですが、こちらの手続きを行う方が源泉課税よりも課税額が低く、また資本の一部を得るための資金調達に関連して発生した利息を所得関連経費として(部分的に)考慮することも可能となります。

ただしこの手続きを行うためには、持株比率が 25 パーセント以上であること、もしくは企業全体の活動に対して最低 1 パーセント以上の重要な業務を行っていることが条件となります。

- ・ 個人所得税の課税率が 25 パーセントの源泉課税率を下回る場合

- ・ 資本所得税が通常よりも多く源泉課税されている場合

資本所得については原則的に実際の経費の控除は認められておらず、1.000 ユーロ(合算申告の場合は 2.000 ユーロ)の一律控除のみ可能ですが、源泉課税を行う銀行などにこの一律控除に関する申請を行っていない場合、控除が考慮されないまま課税が行われます。そのため、源泉で多く徴収された税金の還付を受けるためには、所得税確定申告で申告を行わなければなりません。

- ・ 個人売買取引や資本資産取引で発生した損失を資本収入と相殺する場合

個人売買取引、もしくは資本資産取引で発生した損失については、同じく資本資産から発生した収入とのみ相殺が可能ですが、相殺を行うには銀行や金融機関から発行される証明書を税務署へ提出しなければなりません。証明書は必ずしも自動的に発行されるわけではありませんので、もし届いていない場合には銀行や金融機関にお問い合わせください。



ご質問等ございましたら、下記の Japan Desk に御相談下さい。

この情報によって生じたあらゆる損害に対しかねる責任も負いません。

又、当ニュースレターの情報は個別のご相談に代わるものではありません。

Wedding & Partner Steuerberatungsgesellschaft mbH

Börsenstraße 15, 60313 Frankfurt am Main

Telefon: (069) 297031-0, Fax: (069) 29703130

E-Mail: soudan@wedding-partner.de

Web: <https://wedding-partner.de/japan-desk/>